

## 加賀市議会予算決算委員会運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、加賀市議会委員会条例(平成17年条例第218号。以下「条例」という。)に定めがあるもののほか、予算決算委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (分科会の設置)

第2条 加賀市議会会議規則(平成17年加賀市議会規則第1号)第102条の規定により、委員会に分科会を置く。

2 分科会の名称及び所管は次のとおりとする。

- (1) 総務経済分科会 総務経済委員会の所管に関する事項
- (2) 教育民生分科会 教育民生委員会の所管に関する事項

3 分科会の会議は公開とする。ただし、分科会の決定により秘密会を開くことができる。

### (分科会の所属)

第3条 委員の分科会の所属は、それぞれ所管の常任委員会の所属と同一のものとする。

### (会長及び副会長)

第4条 分科会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、それぞれ所管の常任委員会の委員長及び副委員長をもって充てるものとする。
- 3 会長は、分科会の議事を整理し、秩序を保持する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を行うものとする。

### (審査)

第5条 委員会に付託された議案の審査は、執行部に対する委員会総括の質疑(以下「総括質疑」という。)を経て、各分科会へ分担し、各分科会における審査(以下「分科会審査」という。)により行うものとする。ただし、6月及び12月定例会並びに臨時会では、原則として総括質疑を省略し、委員長は、当該委員会を招集せずに書面によって各分科会へ分担するものとする。

- 2 分科会は、それぞれ所管の常任委員会と同日に開催するものとし、分科会終了後、常任委員会を開催するものとする。
- 3 分科会審査は、議案の説明を受けた後、質疑を行うものとし、表決をとらないものとする。

- 4 各分科会の会長は、分科会審査の内容をまとめ、委員会で報告するものとする。
- 5 委員会では、各分科会の会長報告に対する質疑及び討論を経て、表決をとるものとする。ただし、本会議の討論と同様の趣旨の討論をしようとするときは、本会議で行うものとし、委員会での討論を差し控えるよう努めるものとする。

(理事会の設置)

第6条 委員会及び分科会の運営に関する次の事項について協議又は調整を行うため、委員会に理事会を置く。

- (1) 議案審査の日程等に関する事項
- (2) 総括質疑の質疑者の順序、質疑時間等に関する事項
- (3) 付託議案の取り扱いに関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会及び分科会の運営に関し必要な事項

- 2 理事会は、委員会の委員長及び副委員長並びに理事で構成する。
- 3 理事は、議会運営委員会の委員をもって充てるものとする。
- 4 理事会は、委員会の委員長が招集し、会議を主宰する。
- 5 理事会は、構成員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 6 理事会は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(審査結果の報告)

第7条 委員会の審査結果については、委員長が本会議において報告するものとする。

(説明員)

第8条 総括質疑があるときの委員会及び分科会では、条例第20条の規定により説明員の出席を求めるものとし、総括質疑がないときの委員会では説明員の出席を求めないものとする。ただし、委員長が必要と認めるときは、理事会に諮って説明員の出席を求めるものとする。

(開会場所)

第9条 委員会及び分科会は、301会議室で開会する。ただし、総括質疑があるときの委員会は、本会議場で開会する。

(分科会の会議の記録の取り扱い)

第10条 分科会の会議の記録の取り扱いについては、委員会の会議の記録の取り扱いの例による。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が理事会に諮

って定める。

附 則

この要綱は、平成27年2月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月29日から施行し、条例第7条第1項の規定により、同日以後初めて  
常任委員が選任されたときから適用する。

参考(第5条関係)

### 予算決算委員会審査経過表

【3月、9月定例会】

【6月、12月定例会・臨時会】

本会議	委員会へ議案付託	委員会へ議案付託
	↓	↓
予算決算委員会	総括質疑 〔 3月：質疑は予算のみ 9月：質疑は決算のみ 〕 分科会へ分担	原則、委員会省略
	↓	↓
		分科会へ分担(書面にて)
各分科会	詳細審査(採決しない)	詳細審査(採決しない)
	↓	↓
	〈終了後、各常任委員会〉	〈終了後、各常任委員会〉
予算決算委員会	分科会長報告 会長報告に対する質疑 討論 採決	分科会長報告 会長報告に対する質疑 討論 採決